

禁煙・喫煙について

平成 22 年 4 月 1 日から、**神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例**が施行されています。

平成 30 年 7 月に成立した改正健康増進法の内容を踏まえ、令和元年 10 月に一部改正を行いました。

改正後の条例は令和 2 年 4 月 1 日に施行です。

この条例は受動喫煙による健康への悪影響を防止するため、公共的空間の於けるルールとして定めたものです。

不特定または多数の方が出入りすることが出来る空間(公共的空間)を有する施設に於いて受動喫煙を防止すると定めた条例です。

当保養所につきましても条例に基づき**指定場所以外の全面禁煙**を実施しております。

おタバコを吸われるお客様はお手数ですが指定場所での喫煙にご理解・ご協力をお願い申し上げます。

電設・家具健保保養所みやぎの